t-net 防犯カメラサービス規約

２０２６年１１月１日

多摩ケーブルネットワーク株式会社

第１条（適用）

多摩ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の「インターネットサービス契約約款」（以下「インターネット約款」といいます。）に基づきインターネット接続サービスの提供を受ける契約者に対し、この「防犯カメラサービス規約」（以下「本規約」といいます。）により、防犯カメラサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

２　本サービスの利用については、インターネット約款の規定が適用されるほか、本規約の定めるところによります。

３　本規約に定めのない事項については、インターネット約款の定めるところによります。

４　本規約とインターネット約款の規定が抵触する場合は、本規約に別段の定めがある場合を除き、インターネット約款の規定を優先するものとします。

５　本サービスの利用にあたり、当社が指定する専用アプリケーションその他第三者が提供するサービスを利用する場合には、当該サービス提供者が定める利用規約、使用条件およびプライバシーポリシー等にも従うものとします。

第２条（サービスの内容）

当社は、契約者に対し、当社が指定する屋外用ネットワークカメラ（以下「カメラ」といいます。）その他本サービスの提供に必要な機器を貸与し、これを契約者の指定する場所に設置するサービスを提供します。

２　本サービスは、当社のインターネット接続サービス「t-net 光 2.5G」または「t-net 光 10G」の付加サービスとして提供します。

３　本サービスの利用には、カメラメーカーが提供する専用アプリを、android または iOS を搭載したスマートフォンやタブレットなどの通信端末にインストールする必要があります。なお、当該専用アプリはパソコンには対応していません。

４　本サービスの具体的な内容、提供条件および料金については、本規約および別紙料金表に定めるところによります。

５　本サービスにより貸与するカメラの台数は、１台を１契約とし、最大１６台までとします。

第３条（利用条件）

本サービスの利用には、契約者が所有し居住する戸建住宅において、当社の「t-net 光 2.5G」または「t-net 光 10G」を利用していることを要します。

２　前項のインターネット接続サービスと本サービスを同時に申し込むことができます。

３　契約者が前項のインターネット接続サービスの契約を終了した場合、本サービスも終了するものとします。

第４条（申込みおよび承諾）

本サービスの申込みについては、インターネット約款第９条（契約申込の方法）および第１１条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

２　当社は、カメラの設置または本サービスの提供が技術上困難である場合、その他本サービスの提供に著しい支障がある場合には、申込みを承諾しないことがあります。

３　本サービスの申込みに係る契約の成立については、インターネット約款の定めによるものとします。

第５条（申込みの撤回等）

本サービスの申込みの撤回または契約の解除については、インターネット約款第１０条（契約申込の撤回等）の定めによります。

２　本サービスの工事に着手した後に申込みの撤回または契約の解除があった場合には、インターネット約款第３３条（工事に関する費用の支払義務）その他関係する規定に基づき、契約者に費用を負担していただく場合があります。

第６条（設置および工事）

本サービスに必要なカメラその他の設備の設置、移設、撤去その他の工事は、当社または当社が指定する者が行います。

２　契約者は、本サービスの設置、移設、撤去その他の工事に必要な費用を負担するものとします。

３　カメラの設置に伴い、無線ルーターの増設その他 Wi-Fi 環境の再構築が必要となる場合、その費用は契約者の負担とします。

４　工事費用その他の費用については、別紙料金表に定めます。

第７条（設置場所）

契約者は、当社または当社が指定する者がカメラの設置、点検、修理、撤去その他必要な作業を行うため、契約者が所有または占有する敷地、建物その他の場所への立入りを認めるものとします。

２　設置場所について地主、家主その他の利害関係者の承諾が必要となる場合、契約者はあらかじめ自己の責任と費用でその承諾を得るものとします。

３　本サービスの提供に必要な電気料金その他契約者側で発生する費用は、契約者の負担とします。

第８条（機器の貸与および管理）

当社は、契約者に対し、本サービスの提供に必要なカメラその他の機器（以下「貸与機器」という）を貸与します。

２　貸与機器の所有権は当社に帰属します。ただしカメラに内蔵された記録媒体であるＳＤカード（以下「ＳＤカード」という）については、本サービス提供開始後は契約者に帰属します。

３　契約者は、善良な管理者の注意をもって貸与機器を使用および管理するものとし、当社の承諾なく、貸与機器を第三者に譲渡、貸与、担保提供、移設、改造またはその他の処分をしてはならないものとします。

４　当社は、必要に応じて、貸与機器の交換、更新、バージョンアップその他必要な作業を行うことがあります。契約者はこれに協力するものとします。

第９条（機器の故障および修理）

本サービスに使用する当社設備の故障その他の異常については、インターネット約款第３７条から第４０条までの規定を適用します。

２　契約者の故意または過失その他契約者の責めに帰すべき事由により貸与機器の故障、破損または紛失等が生じた場合、契約者は、修理または交換に要する費用その他必要な費用を負担するものとします。

第１０条（映像データの管理）

本サービスによりＳＤカードに録画された映像データの所有権は、契約者に帰属するものとし、契約者はその管理について責任を負うものとします。

２　録画された映像データは、ＳＤカードの容量に応じて順次上書きされるものであり、当社は映像データが一定期間保存されることを保証するものではありません。

３　警察その他の第三者から映像データの提供を求められた場合、その提供の要否については契約者自身の責任において判断するものとします。

４　契約者は、必要な映像データについて、自己の責任と費用において保存その他必要な措置を講じるものとします。

第１１条（利用環境等）

本サービスの利用に必要となるスマートフォン、タブレット、インターネット接続環境、Wi-Fi 環境その他の端末および通信環境は、契約者が用意するものとします。

２　本サービスの利用に必要となる通信料、端末費用その他契約者側で発生する費用は、契約者の負担とします。

第１２条（利用料等）

本サービスの利用料、工事費その他本サービスに関する料金については、別紙料金表に定めるところによります。

２　本サービスの利用料その他料金の支払義務、計算方法、支払方法等については、インターネット約款第２９条から第３６条までの規定を適用します。

３　本サービスの利用料は、インターネット接続サービスの付加サービスに係る料金として取り扱います。

第１３条（利用の中止・停止）

本サービスの利用中止および利用停止については、インターネット約款第２６条（利用中止）および第２７条（利用停止）の規定を適用します。

２　前項に加え、カメラその他本サービスの提供に必要な設備の保守、修理、交換その他の作業上必要がある場合には、本サービスの全部または一部の利用を中止または停止することがあります。

３　前項の場合において、当社は、可能な限り事前に契約者へ通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第１４条（契約者による解約）

本サービスの解約については、インターネット約款第１７条（契約者が行う契約の解除）の規定を適用します。

２　契約者は、解約を希望する日の１０日以上前に、当社所定の方法により通知するものとします。

第１５条（機器の撤去・回収および原状回復）

本サービスの契約が終了した場合、当社または当社が指定する者が、原則としてカメラその他の貸与機器を撤去し、回収するものとします。契約者は、当該撤去および回収に必要な立会い、立入りその他の協力を行うものとします。

２　やむを得ず契約者に貸与機器の返却を求める場合、契約者は、当社が指定する方法により、速やかに返却するものとします。

３　当社または当社が指定する者が貸与機器を撤去・回収する場合、契約者は別紙料金表に定める撤去費用その他必要な費用を負担するものとします。

４　貸与機器の撤去・回収に際し、ＳＤカードは、当社が取り外して契約者に引き渡すものとします。

５　契約者の責めに帰すべき事由により貸与機器が回収されない場合、または契約者の責めに帰すべき事由により貸与機器が紛失、破損その他正常な状態で回収または返却されない場合、契約者は別紙料金表に定める機器損害金その他必要な費用を支払うものとします。

６　カメラの設置または撤去に伴う建物、構築物その他の設置場所の原状回復について、当社が通常行う範囲を超える工事が必要となる場合、その費用は契約者の負担とします。

第１６条（損害賠償および免責）

本サービスに関する当社の責任および損害賠償については、インターネット約款第４１条（責任の制限）および第４２条（免責）の規定を適用します。

２　契約者が使用するスマートフォン、タブレット、Wi-Fi 機器その他契約者設備の故障、通信環境の不具合、設定その他契約者側の環境に起因して本サービスを利用できない場合については、当社は責任を負いません。

３　録画映像の内容、映像データの保存、消失、第三者への提供その他映像データの利用に関し契約者と第三者との間に生じた紛争については、契約者の責任と費用において解決するものとします。

４　前各項の規定は、当社の故意または重大な過失による場合には適用しません。

第１７条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、インターネット約款第４４条（利用に係る契約者の義務）に定める事項のほか、次の行為をしてはならないものとします。

（１）第三者のプライバシー、肖像権その他の権利を侵害する目的でカメラを使用すること。

（２）法令または公序良俗に反する目的でカメラまたは録画映像を利用すること。

（３）当社の承諾なくカメラその他の貸与機器を移設、改造または分解すること。

（４）本サービスを第三者に再貸与または再提供すること。

（５）その他、本サービスの提供または当社の設備の管理・運用に支障を生じさせる行為。

第１８条（本サービスの利用者）

契約者が本サービスの利用を認めた者が本サービスを利用して行った行為については、契約者自身が行ったものとみなします。

第１９条（個人情報等）

本サービスの提供に伴い当社が取得する契約者その他の個人に関する情報の取扱いについては、インターネット約款および当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーによるものとします。

https://www2.t-net.ne.jp/privacypolicy

２　契約者は、録画映像に第三者の個人情報、肖像等が含まれる場合、その取扱いについて自らの責任において適切に管理するものとします。

第２０条（サービスの変更・休廃止）

本サービスの変更、休止または廃止については、インターネット約款その他当社が定める規定によるものとします。

２　当社は、本サービスの提供に必要な機器、システム、通信方式その他の変更または終了により、本サービスの内容を変更、休止または終了する場合があります。

第２１条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証するものとします。

２　契約者が前項に違反した場合、当社は、本サービスの提供を停止し、または本サービスに係る契約を解除することができるものとします。

第２２条（その他）

本規約およびインターネット約款の適用または解釈について疑義が生じた場合は、両者の趣旨に従い、当社と契約者が誠意をもって協議するものとします。

２　本規約の準拠法、合意管轄および言語については、インターネット約款の定めによるものとします。

３　本規約のいずれかの条項が関係法令等の変更または新設により無効または執行不能と判断された場合であっても、その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

４　本サービスの提供区域は、インターネット約款第５０条および別記２に定める営業区域によるものとします。

別紙　防犯カメラサービス料金表

項目	金額	備考
防犯カメラ設置費用	11,000 円	税込　１台ごと
防犯カメラ撤去費用	5,500 円	税込　１出動ごと
防犯カメラ移設費用	11,000 円	税込　１出動ごと
防犯カメラ利用料	880 円／月	税込　１台ごと
機器損害金	18,000 円	不課税　１台ごと

※カメラ設置に伴い、無線ルーターの増設その他 Wi-Fi 環境の再構築工事が必要となる場合は、別途所定の工事費用が発生します。

※本サービスの利用には、t-net 光 2.5G または t-net 光 10G の利用が必要です。

※上記に定めのない料金については、インターネット約款および当社所定の料金表によります。

附則

２０２６年１１月１日施行